

## 富山市発注工事に係る中間前金払制度に関する取扱要領

### 1 趣旨

この要領は、地方自治法施行令附則第7条及び同法施行規則附則第3条及び富山市土木建築工事費の前金払取扱規則並びに富山市建設工事標準請負契約約款に基づき、市が発注する土木建築工事について、請負代金額の4割を超えない範囲で既にした前金払に追加して、当該工事の請負代金額の2割を超えない範囲とする前金払（以下「中間前金払」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

### 2 対象工事

中間前金払の対象となる工事は、請負代金額が200万円以上の工事をいう。ただし、債務負担行為及び継続費（以下「債務負担行為等」という。）に係る工事については、いずれかの会計年度の出来高予定額が200万円以上の場合、当該年度において中間前金払を請求することができる。

### 3 中間前金払の使途範囲

中間前金払の使途範囲は、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費に限るものとする。

### 4 中間前金払の割合

請負代金額の10分の2以内の額とする。ただし、中間前金払を支出した後の前金払の合計額が請負代金額の10分の6を超えてはならない。

### 5 中間前金払の支払要件

- (1) 工期の2分の1（債務負担行為等にあつては、当該年度の工事実施期間の2分の1）を経過していること。
- (2) 工事工程表により工期の2分の1（債務負担行為等にあつては、当該年度の工事実施期間の2分の1）を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1（債務負担行為等にあつては、当該年度の出来高予定額の2分の1）以上に相当するものであること。

## 6 認定方法

- (1) 監督員は、請負者から認定申請書(様式第1号)の提出があったときは、工事工程表(様式第2号)及び工事履行報告書(様式第3号)により、上記5に掲げる要件について確認した後、支払要件確認報告書(様式第4号)を作成し、当該工事の設計担当課長に報告するものとする。ただし、既に提出された工事履行報告書で上記5の要件が確認できないときは、必要に応じて受注者にその提出を求めることができる。
- (2) 工事現場等に搬入された検査済みの材料等があるときは、その額を工事履行報告書の出来高に加算し、進捗額として認定することができる。
- (3) 監督員は、受注者が上記5の要件を満たしているときは、当該認定を受けた日から、原則として5日以内(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に認定調書(様式第5号)を受注者に交付するものとする。ただし、受注者からの提出資料に不備若しくは遅滞があったとき、その他特別の事情があるときは、この限りではない。

## 7 部分払の制限

中間前金払を行う場合は、当該工事に係る部分払については、これを認めない。ただし、債務負担行為等に係る工事及び繰越に係る工事における各年度(最終年度に係るものを除く。)の出来高に対しては、部分払を行うことができる。

### 附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行し、同日以降に契約する工事に適用する。

### 附 則

この要領は、平成24年5月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。



様式第1号

## 認定申請書

年 月 日

(宛先) 富山市長

住所  
請負者  
氏名

富山市土木建築工事費の前金払取扱規則第2条第2項各号に掲げる要件に該当する旨の認定を受けたいので、同規則第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請負代金の額	円
摘 要	

(担当者 所属 職 氏名) \_\_\_\_\_

(担当者直通電話番号) \_\_\_\_\_

(担当者メールアドレス) \_\_\_\_\_

様式第3号

年 月 日

## 工事履行報告書（月分）

（宛先）富山市長

受注者 住所  
氏名

工事名	工事		
工期	年 月 日 から 年 月 日 まで		
月 別	予定工程 % ( )は工程 変更後	実施工程 %	備 考
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
1			
2			
3			
(記事欄)			

（担当者 所属 職 氏名）

（担当者直通電話番号）

（担当者メールアドレス）

様式第4号

課長	主幹	課長代理	係長	係

支払要件確認報告書

契約の相手方		
工 事 名		
工 事 場 所	富山市 地内	
工 期	年 月 日 から 年 月 日まで	
請 負 代 金 額	円	
摘 要	①工期の2分の1を経過していること。	適・否
	②実施すべき作業が行われていること。	適・否
	③経費が請負代金の2分の1以上に相当すること。	適・否
<p>上記の工事について、その進捗を調査したところ、中間前金払の支払要件を具備していることを確認しました。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">監督員 ○○○○ 印</p>		

様式第5号

## 認定調書

契約の相手方	
工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請 負 代 金 額	円
摘 要	
<p>上記の工事について、その進捗を調査したところ、中間前金払の支払要件を具備していることを認定する。</p> <p>年 月 日</p> <p>富山市長 <span style="float: right;">㊟</span></p>	